

## ワーキンググループの運営について（案）

- 1 ワーキンググループの検討事項は、次のとおりとする。
  - ・ 研究開発課題と目標を明確化した研究開発ロードマップ
  - ・ 標準化重点分野を明確化した標準化ロードマップ
  - ・ 国際競争力強化のための研究開発・標準化推進方策
  - ・ その他委員会において必要と認められた事項
- 2 ワーキンググループは、委員会の主査が指名する者（以下「構成員」という。）により構成する。
- 3 ワーキンググループに主任を置き、主任は、構成員のうち、委員会の主査が指名する者がこれに当たる。
- 4 ワーキンググループに主任代理を置くことができ、主任代理は、構成員のうち、主任が指名する者がこれに当たる。
- 5 主任は、ワーキンググループの議事を掌理する。
- 6 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- 7 主任は、会合を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議事を通知する。
- 8 主任は、検討に必要と認めるときは、ワーキンググループの会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 9 その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は主任が定める。